



公 開
頭 撮 り 可

報道関係者 各位

平成 29 年 2 月 24 日（金）

【照会先】

雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室
室長補佐 竹中大剛（内線 7797）
調整係 鈴木 彰（内線 7696）
（代表電話）03(5253)1111
（直通電話）03(3595)2166

「第 7 回市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」を 開催します

標記について、下記のとおり開催いたしますのでお知らせします。

記

- (1) 日 時：平成 29 年 3 月 1 日（水）13:00～16:00
- (2) 場 所：TKP 新橋内幸町ビジネスセンター ホール 6 1 1
（東京都港区西新橋 1-1-15 物産ビル別館 6 階）
- (3) 議 題
 - 1) 市区町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策（ガイドライン）
について
 - 2) 児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについ
て
 - 3) その他
- (4) 傍 聴 者：若干名

3. 募集要領

- ・傍聴の申込みは、開催の都度実施します。
- ・別添傍聴申込書に必要事項を記載の上、傍聴申込み締切日までに電子メールに
てお申し込みください。
- ・希望者多数の場合、先着順とさせていただきますので、ご了承ください。

<傍聴申込み締切日>

- ・ 2月28日（火）17時00分

<申込み先>

雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室 鈴木

電子メールアドレス jidounetwork@mhlw.go.jp

※複数名お申込みの場合もお一人ずつの記載事項をお書きください。

※車いすをお使いの方はその旨お書き添えください。

また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

4. 傍聴される方の留意事項

傍聴に当たっては、次の留意事項を遵守してください。

これらを遵守できない場合は、退室していただくことがあります。

- ・ 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- ・ 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- ・ 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません（あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などを行うことができます）。
- ・ 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- ・ その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。

TKP 新橋内幸町ビジネスセンター

<住所>

〒105-0003

東京都港区西新橋 1-1-15 物産ビル別館 6F



<アクセス>

- 都営三田線 内幸町駅 A8 出口 徒歩 1 分
- 東京メトロ銀座線 虎ノ門駅 9 出口 徒歩 5 分
- 東京メトロ銀座線 新橋駅 7 出口 徒歩 5 分
- JR 山手線 新橋駅 日比谷口 徒歩 6 分
- JR 東海道本線 新橋駅 日比谷口 徒歩 6 分
- JR 横須賀線 新橋駅 日比谷口 徒歩 6 分